



12. 浅野 進太朗

15. 古渡 秀和

18. 作田 友貴

17. 山崎 隆博

## 7. 会 議

### (1) 開 会

矢野総務課長

定刻となりましたので、ただいまから第201回組合会を開会いたします。

開会にあたり木村理事長より、ごあいさつをお願いします。

(時に、午後3時)

### (2) 理事長あいさつ

木村理事長

本日は、第201回組合会を招集いたしましたところ、何かとお忙しい中、皆様には万障お繰り合わせのうえ、ご出席をいただきましたこと厚く御礼申し上げます。

さて、本日の組合会は、お手元にお配りしておりますとおり、報告が1件、議案として「経過的長期預託金管理経理の廃止」、「定款の一部変更(案)」、及び「令和7年度の事業計画及び予算(案)」について、ご審議いただくこととなっております。

共済組合におきましては、令和4年10月に「適用拡大」によりまして、短期給付事業と福祉事業が適用される「短期組合員」が約9,500人加入いたしまして、令和7年度末では1万人を超える推計となっております。

この「短期組合員」の報酬は、一般組合員の約半分であることから、加入以降は、掛金や負担金による収入に比べ、事業における支出が大きく上回ることとなり、特に医療費に係ります「短期給付」におきましては、令和5年度に財源率を大幅に引き上げまして運営することとなりました。

令和6年度において収支状況を精査した結果、予算額を上回る利益金を計上することとなり、令和7年度も同様の収支状況が見込まれるため、財源率を据え置き運営していく予定としております。

また、大洗鷗松亭につきましては、中長期修繕計画に基づく改修が終了し、昨年7月にリニューアルオープンいたしました。

令和 7 年度においては、平日の利用率向上のための対策や、集客が見込める繁忙時期の料金設定など、収益改善を図ってまいる予定としております。

令和 7 年度事業計画及び予算（案）につきましては、これらを精査したうえで、引き続き安定した事業運営が可能となるようあらかじめ職員側議員の皆様にご協議をいただいております。

また、本予算（案）につきましては、総務省の事業運営方針に則り作成いたしており、内容につきましては、先に開催いたしました「役員会」においても、ご検討をいただいております。

この後、細部につきまして事務局より説明いたしますので、どうか十分ご審議をいただき、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会にあたりましてのご挨拶といたします。

矢野総務課長

ありがとうございました。

本日の組合会の議長につきましては、地方公務員等共済組合法第 9 条第 8 項の規定により、理事長が務めることとされておりますので、木村理事長よろしく申し上げます。

議 長

それでは、ご協力を賜りまして議長を務めさせていただきます。

次第に従いまして、順次進めてまいります。

### （3）出席・欠席議員の報告

議 長

はじめに、「出席・欠席議員の報告」ですが、長側議員は定数 10 名中、出席が 5 名、委任状を提出したことにより出席とみなされる者 5 名の計 10 名、職員側議員は定数 10 名中、出席が 8 名、委任状を提出したことにより出席とみなされる者 2 名の計 10 名でございます。

それぞれ定足数に達しておりますので、第 201 回組合会は成立いたしますことをご報告申し上げます。

なお、本日は小谷学識経験者監事さんにご出席いただいておりますので、ご報告いたします。

(4) 議案説明員の報告及び会議書記の指名

議 長

次に、「議案説明員の報告及び会議書記の指名」ですが、議案説明員として、太田事務局長ほか5名、会議書記に佐藤課長補佐を指名いたします。

(5) 会議録署名議員の選任

議 長

次に、「会議録署名議員の選任」ですが、選任の方法は、組合会会議規則第18条により議長が指名することとされております。長側議員は、議席番号6番 先崎議員、職員側議員は、議席番号15番 古渡議員、ご両人を会議録署名議員に指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

(6) 会 議

議 長

それでは議事に入ります。

報告第1号「茨城県市町村職員共済組合運営規則の一部変更に係る専決処分」について、事務局の報告を求めます。

太田事務局長

第201回組合会議案集の1ページをお開き願います。

(1) 報告第1号、茨城県市町村職員共済組合運営規則の一部変更に係る専決処分についてでございます。

茨城県市町村職員共済組合運営規則の一部を別紙のとおり変更することについて、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により専決処分したので、報告し承認を求めます。本日提出、理事長名でございます。

変更内容につきましては、ページをおめくりいただきまして、2ページの「茨城県市町村職員共済組合運営規則の一部変更(案)要綱」によりご説明申し上げます。

変更については、組合員が資格取得等した際の届出の期日に関するものが(1)に、組合員証の廃止に関するものが(2)に、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴う規則の整備が(3)に、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の追加が(4)に、これら4つのことについて、変更となるものでございます。

第1、変更の目的でございます。

(1)、届出の期日に関するものでございますが、地方公務員等共

済組合法施行規程の一部が改正され、組合員が資格取得等をした際の  
共済組合への届出が 5 日以内とされたため、これに伴い規則の変更を  
行うものでございます。

(2)、組合員証の廃止に関することとございます。地方公務員等  
共済組合法施行規程の一部を改正する命令により、組合員証及び組合  
員被扶養者証等（以下「組合員証等」といいます。）が昨年 12 月 2  
日に廃止され削除されましたので、代わりに資格確認書及び資格情報  
通知書等（以下「資格確認書等」といいます。）が新設されたため、  
これに伴う規則の変更を行うものでございます。

(3)、新型インフルエンザ措置法等の改正とございます。新型イン  
フルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施  
行に伴う関係政令の整備等に関する政令により、地方公務員等共済組  
合法施行令に規定する「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」が  
「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改正されたため、これ  
に伴う規則の変更を行うものでございます。

(4)、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の追加とござい  
ます。地方自治法施行令等の一部を改正する政令により地方公務員等  
共済組合法施行令が改正され、パートタイム会計年度任用職員の期末  
手当等の範囲に勤勉手当が追加されたため、これに伴う規則の変更を  
行うものでございます。

次に、第 2、変更する事項について、でございます。

(1)、組合員の資格取得や異動等があった場合の「共済組合員申  
告書」の提出については、これまでは特に期日等は設けておらず「遅  
滞なく」となっていたものから「5 日以内」に理事長に提出すること  
となつてございます。

(2)、組合員証等の廃止に伴い、規則内の組合員証等の文言の削  
除または資格確認書等に変更するなどして規則の整備を図るととも  
に、資格確認書等の交付申請や再交付申請の申請方法の規則を新たに  
追加してございます。

規則の追加によりまして、資格確認書等の交付申請や再交付申請書  
等は、所属所長を経由し理事長に提出することとされてございます。

(3)、規則内の「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」の文  
言を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に変更するものでご

ざいます。

(4)、パートタイム会計年度任用職員の支給される報酬に勤勉手当の文言を追加するものでございます。

第3、施行期日でございます。

公告の日から施行し、(1)及び(2)の規則は令和6年12月2日から、(3)の規則は令和5年9月1日から、(4)の規則は令和6年4月1日から適用するものでございます。

次ページ以降は「専決処分書」、「変更条文」、「新旧対照表」、「変更理由」を記載してございますので、後ほどご高覧願います。

報告第1号茨城県市町村職員共済組合運営規則の一部変更に係る専決処分については、以上でございます。

議 長

ただいま、報告第1号について事務局より報告いたしました。ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。

無いようですので、報告第1号について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

「異議なし」を認め、報告第1号「茨城県市町村職員共済組合運営規則の一部変更に係る専決処分」について承認いたします。

次に、議案第1号「経過的長期預託金管理経理の廃止」について、事務局から説明願います。

太田事務局長

それでは、議案集の13ページをお開き願います。

(2) 議案第1号、経過的長期預託金管理経理の廃止について、でございます。

本組合の経理単位のうち、経過的長期預託金管理経理の廃止について、次のとおり議決を求めるものでございます。本日提出、理事長名でございます。

経過的長期預託金管理経理の廃止理由でございますが、

経過的長期預託金管理経理については、全国市町村職員共済組合連合会が保有する経過的長期給付組合積立金の一部から資金の預託を受け、普通預金及び地方公共団体の起債する縁故地方債を引き受けて管理運用するための経理でございます。本組合が保有する縁故地方債は満額償還となり、預託金の全額を全国市町村職員共済組合連合会へ返還してございます。

なお、本組合において平成 17 年度以降の長年にわたり当該縁故地方債の引き受けがなく、今後も新規の引き受け予定がないことから、経過的長期預託金管理経理を廃止するものでございます。

議案第 1 号、経過的長期預託金管理経理の廃止については、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま、議案第 1 号について事務局から説明がありましたが、ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。

無いようですので、議案第 1 号について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

「異議なし」を認め、議案第 1 号「経過的長期預託金管理経理の廃止」について、原案のとおり議決いたします。

次に、議案第 2 号「茨城県市町村職員共済組合定款の一部変更(案)」について、事務局から説明願ひます。

太田事務局長

それでは、議案集の 14 ページをお開き願ひます。

(3) 議案第 2 号、茨城県市町村職員共済組合定款の一部変更案についてでございます。

茨城県市町村職員共済組合定款の一部を次のとおり変更することについて、組合会の議決を求めるものでございます。本日提出、理事長名でございます。

変更内容につきましては、次の 15 ページの「茨城県市町村職員共済組合定款の一部変更(案)要綱」によりご説明申し上げます。

変更については、介護財源率の変更を(1)に、長期組合員等の短期財源率の変更を(2)に、短期経理から業務経理への繰入額の変更を(3)経過的長期預託金管理経理の廃止に関する(4)に、これら4つのことについて、変更となるものでございます。

第1、変更の目的でございます。

(1)、介護財源率の変更でございます。令和7年度の介護保険に係る収支見込みを行った結果、当期損失金を計上することになりますが、当該損失金を補てんしてもなお十分な介護積立金の積立てが見込まれることから、介護財源率の引下げを行うものでございます。

(2)、長期組合員等の短期財源率の変更でございます。全国市町村職員共済組合連合会の規則で定める育児介護休業手当金に係る拠出

金率が引下げられたことに伴い、長期組合員等の短期財源率の引下げを行うものでございます。

(3)、短期経理から業務経理へ繰入れる額を変更するものでございます。

(4)、先ほどご承認いただきました経過的長期預託金管理経理の廃止に伴う規定の整備を行うものでございます。

第2、変更する事項でございます。

(1)、介護納付金の納付に係る標準報酬月額及び標準期末手当等の額の割合を、掛金、負担金ともに1,000分の8.50から1,000分の7.60に引下げるものでございます。なお、カッコにありますとおり、任意継続組合員は1,000分の17.0から1,000分の15.2に引下げるものでございます。

(2)、長期組合員、後期高齢者等短期組合員、市町村長長期組合員、いわゆる75歳以上の後期高齢者医療制度の適用を受ける組合員の短期財源率について、1000分の2.59から1000分の2.52に引き下げるものでございます。

(3)、短期経理から業務経理への繰入額は、組合員1人あたり1,740円とするものでございます。

(4)、組合の経理単位から経過的長期預託金管理経理を削除するものでございます。

第3、施行期日についてでございますが、令和7年4月1日でございます。

次ページ以降は「変更条文」、「新旧対照表」、「変更理由」を記載してございますので、後ほどご高覧願います。

議案第2号、茨城県市町村職員共済組合定款の一部変更案については、以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長

ただいま、議案第2号について事務局から説明がありましたが、ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。

無いようですので、議案第2号について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

「異議なし」を認め、議案第2号「茨城県市町村職員共済組合定款の一部変更(案)」について、原案のとおり議決いたします。

太田事務局長

続きまして、議案第 3 号「令和 7 年度本組合事業計画及び予算(案)」について、事務局の説明を求めます。

それでは、議案集の 20 ページでございます。

(4)、議案第 3 号令和 7 年度本組合事業計画及び予算案について、でございます。

本組合の令和 7 年度事業計画及び予算案を別冊のとおり定めることについて、組合会の議決を求めるものでございます。本日提出、理事長名でございます。

なお、事業計画及び予算案の内容につきましては、総務課長の矢野よりご説明申し上げます。

矢野総務課長

議案集の 21 ページをご覧ください。

本来であれば別冊でご用意いたしました「予算書」にて、事業計画概況や各経理の予算案についてご説明申し上げるところでございますが、こちら 21 ページからの「令和 7 年度事業計画及び予算(案)の概要」に、予算案の要点、収支状況等をまとめてございますので、こちらにてご説明申し上げます。

なお、「議案第 1 号 経過的長期預託金管理経理の廃止について」議決いただきましたので、令和 7 年度から本組合の経理は 1 経理減の全 12 経理となっております。

また、下の※に記載してございますが、本概要におきましては、事業の性質分類ごとに経理を並べておりまして、予算書の経理順序と異なって掲載してございます。また、「万円未満切り捨て」の「万円単位」で表示してございます。このため、内訳の合計など必ずしも一致しないことを、併せてご了承ください。また、「カッコ アール 0 6」書きの数値は、令和 6 年度見込み額及び増減額を掲載してございます。

それでは、ページを返していただきまして 22 ページをご覧ください。

「I 総括」でございます。令和 4 年 10 月 1 日から、地方公務員等のうち被用者保険の適用対象である非常勤職員を組合員とし、短期給付と福祉事業を適用するため、地方公務員等共済組合法施行令が改正施行されました。この、短期給付と福祉事業を適用する組合員を「短期組合員」と申しますが、この施行令改正に伴い、当組合では令

和 4 年度末で 9, 6 2 2 人の短期組合員が加入し、令和 7 年度末で 1 0, 2 6 2 人を見込んでございます。

令和 7 年度の事業計画および予算編成にあたりましては、この短期組合員の加入に伴う事業への影響をふまえて、以下の諸数値に基づき推計したところでございます。

まずは、掛金や負担金の算定基礎となる組合員数や標準報酬等でございます。「地方公共団体数、組合員数、被扶養者数」でございます。

(1) 地方公共団体数は、8 0 でございます。市 3 2、町 1 0、村 2、一部事務組合等 3 6 となっております。令和 6 年度から変更はございません。

(2) 組合員数は、3 7, 6 2 3 人で、現職組合員 3 6, 7 6 6 人、任意継続組合員 8 5 7 人でございます。

(3) 被扶養者数は、2 2, 6 8 8 人で、現職組合員の被扶養者 2 2, 3 0 4 人、任意継続組合員の被扶養者 3 8 4 人でございます。

次に、「標準報酬の月額、平均標準報酬の月額、標準期末手当等の額の短期分」でございます。

(1) 標準報酬の月額でございます。現職組合員は 1 1 8 億 9, 3 0 4 万円。令和 6 年度と比べ 1 億 5, 4 8 9 万円の増でございます。任意継続組合員は 1 億 9, 5 4 8 万円。令和 6 年度と比べ 2, 5 1 0 万円の増でございます。

(2) 平均標準報酬の月額は、現職組合員 3 2 3, 5 2 4 円、任意継続組合員 2 2 8, 1 0 0 円でございます。

(3) 標準期末手当等の額は、現職組合員のみで、4 7 2 億 5, 0 0 3 万円でございます。

右のページ 2 3 ページにまいります。

ここから各経理の予算案でございます。

「Ⅱ 短期給付事業関係」「1 短期経理」でございます。この経理は、組合員やその被扶養者が病気やケガにより医療機関等を受診した際の医療費等の支払い、及び高齢者医療制度への納付金等の支払いを行う経理でございます。また、4 0 歳以上 6 5 歳未満の組合員に係ります、介護保険料の収納を行う経理でもございます。

まず、「短期給付」の【予算(案)の要点】でございます。「議案

第 2 号」の「定款の一部変更（案）」について議決いただきました、業務経理への繰入金額を用いまして、また、財源率は 98.8%、令和 6 年度から据え置きで、収支を推計してございます。

(1) 収入は、213 億 3,620 万円。令和 6 年度と比べ 3 億 1,137 万円の増でございます。掛金 93 億 9,787 万円、及び負担金 93 億 3,268 万円を見込むものでございます。

(2) 支出は、201 億 2,874 万円。令和 6 年度と比べ 4,044 万円の増でございます。医療給付費として保健給付 92 億 2,381 万円を見込むものでございます。また、高齢者拠出金の前期高齢者納付金は 23 億 5,756 万円、後期高齢者支援金は 42 億 8,003 万円を見込んでございます。なお、財源率 98.8%のうち、これら高齢者医療制度への拠出金に充てられる費用の占める割合、これを「特定保険料率」と申しますが、35.32%となっております。

(3) の収入から支出を差し引いた収支でございますが、プラス 12 億 745 万円、当期短期利益金を計上する推計でございます。この当期短期利益金は、令和 6 年度末の利益剰余金に積み増ししまして、令和 7 年度末の利益剰余金 39 億 7,045 万円を令和 8 年度へ繰り越すものでございます。

ページを返していただきまして 24 ページをご覧ください。

介護保険でございます。【予算（案）の要点】でございますが、介護についても短期給付と同様に、「議案第 2 号」の「定款の一部変更（案）」におきまして議決いただきました、介護財源率を用いて推計してございます。「介護納付金」賄うことができ、かつ介護欠損金が生じない範囲内で、介護財源率の引下げを行うものでございます。令和 7 年度は 15.20%で、令和 6 年度と比べ 1.80%の減で推計してございます。

(1) 収入は、18 億 2,559 万円。令和 6 年度と比べ 1 億 8,567 万円の減でございます。介護掛金と介護負担金合わせまして 18 億 2,449 万円を見込むものでございます。

(2) 支出は、18 億 7,608 万円。令和 6 年度と比べ 6,427 万円の減でございます。介護納付金 18 億 7,478 万円を見込むものでございます。

(3) の収入から支出を差し引きました収支でございますが、マイナス 5, 049 万円の当期介護損失金を見込んでございます。この当期介護損失金は、令和 6 年度末の介護積立金から取り崩し補てんしまして、令和 7 年度末の介護積立金 4, 186 万円を令和 8 年度に繰り越すものでございます。

以上が「短期給付事業関係」でございます。

右のページ 25 ページにまいります。

「Ⅲ 長期給付事業関係」でございます。「2 厚生年金保険経理」は、組合員の保険料及び地方公共団体の負担金を収入しまして、全国市町村職員共済組合連合会（以下「全国連合会」と申させていただきます。）へ納付するための経理でございます。

【予算（案）の要点】でございます。公務員の厚生年金保険料率につきましては、平成 30 年 9 月に民間被用者と統一されまして 18.3%でございます。令和 6 年度から率の変更はございません。

(1) 収入は 367 億 8, 938 万円。令和 6 年度と比べ 5 億 5, 783 万円の増で、組合員保険料及び負担金 290 億 1, 141 万円、基礎年金拠出金公的負担金 66 億 8, 166 万円、追加費用 10 億 9, 630 万円を見込むものでございます。

(2) 支出は、収入と同額でございます。収入した全額を全国連合会へ払い込むものでございます。このため (3) の収支につきましては、差額は無しでございます。

「3 退職等年金経理」でございます。平成 27 年 10 月の被用者年金の一元化によりまして廃止されました旧職域相当部分の代わり新設されました「退職等年金給付」の給付費用を賄うため、その原資となります組合員掛金と地方公共団体負担金を収入しまして、全国連合会へ納付するための経理でございます。

【予算（案）の要点】でございます。財源率は、地方公務員共済組合連合会の定款で定められる率 15% で、令和 6 年度から変更ございません。

(1) 収入は、23 億 8, 299 万円。令和 6 年度と比べ 2, 416 万円の増で、組合員掛金及び負担金を合わせまして 23 億 8, 299 万円を見込むものでございます。

26 ページにまいりまして (2) の支出は、収入と同額でございます。

す。収入した全額を全国連合会へ払い込むものでございます。このため、(3)の収支につきましては、差額は無しでございます。

「4 経過的長期経理」にまいります。被用者年金一元化前の平成27年9月以前に決定しました公務上障害年金、遺族年金に要する費用を賄うために、その原資となります地方公共団体負担金を収入しまして、全国連合会へ納付するための経理でございます。

【予算(案)の要点】でございます。負担金率は、地方公務員共済組合連合会の定款で定められる率0.0939%で、令和6年度から0.0014%の減でございます。

(1)収入は、1億4,975万円。令和6年度と比べ211万円の増で、負担金1,515万円、経過的長期経理分追加費用1億3,415万円、恩給条例払込金45万円を見込むものでございます。

(2)の支出は、収入と同額でございます。収入した全額を全国連合会へ払い込むものでございます。このため、(3)の収支は、差額無しでございます。

以上が「長期給付事業関係」でございます。

27ページにまいります。

「IV 福祉事業関係」「5 保健経理」でございます。この経理は、組合員とその被扶養者の健康づくり及び保養・リフレッシュに関する各種事業を行うための経理でございます。

【予算(案)の要点】でございます。財源率は4.2%で、令和6年度から変更ございません。なお、総務省の事業運営方針に基づきまして、令和7年度より恒常的な宿泊経理への繰入れを行わないこととしております。

(1)収入は、7億9,029万円。主に、組合員・所属所からの掛金・負担金の収入でございます。令和6年度と比べ670万円の増でございます。

(2)支出は、7億8,269万円。令和6年度と比べ3億9,186万円の減でございます。厚生費は、総額で5億8,615万円、特定健診・特定保健指導費8,845万円が主な支出でございます。また、令和6年度におきまして「大洗鷗松亭」の改修が終了したことによりまして、先ほどご案内のとおり宿泊経理への繰入れを行わないこととしまして、相当額の支出減を見込むものでございます。

(3) の収入から支出を引いた収支は、プラス 7 6 0 万円の当期利益金を推計してございます。この当期利益金は、令和 6 年度末の利益剰余金に積み増ししまして、令和 7 年度末の利益剰余金 9 億 9, 5 6 5 万円を令和 8 年度に繰り越すものでございます。

「6 宿泊経理」にまいります。この経理は、組合員と家族のための保養所「大洗鷗松亭」の運営を行うための経理でございます。

ページを返していただきまして 2 8 ページをご覧ください。

【予算(案)の要点】でございます。「大洗鷗松亭」は、令和 6 年 7 月にリニューアルオープンいたしましたところでございますが、リニューアルオープン後は平日利用者が減少し、宿泊利用率が 4 0 % 台に低迷しております。このため、平日利用が見込まれます高齢者向けの割安プランの販売や、JTB などのインターネット販売を開始することで、宿泊利用率 6 0 % を見込むものでございます。また、正月会席やあんこう会席を提供しない期間において、特別会席料理を提供すること、及びゴールデンウィーク、シルバーウィーク、年末年始期間などの繁忙期に繁忙期料金を設定しまして、収益改善を図りまして、売上額 5 億円超を見込むものでございます。また、総務省の事業運営方針に基づきまして独立採算経営を目指すことから、他の経理からの恒常的な繰入を行わないこととします。このため、令和 7 年度は当期損失金の計上を見込むものでございますが、このページの一番下にも【参考】としまして掲載しておりますように、減価償却費計上前の収支換算では黒字となりますため、キャッシュフローの現金等の流動資産は、増加を推計いたしております。

(1) 収入は、5 億 2, 0 6 9 万円と推計してございます。宿泊利用率 6 0. 1 8 % を見込みまして、施設収入 4 億 9, 3 3 1 万円、商品売上 1, 5 6 0 万円を見込むものでございます。また、ご案内のとおり保健経理からの資金の繰入は行わないこととし、相当額の収入減を見込むものでございます。

(2) 支出は、6 億 3, 6 3 2 万円でございます。人件費 2 億 2, 2 3 0 万円、材料費 9, 6 3 0 万円、その他の経常費用 1 億 7, 7 2 6 万円、減価償却費 1 億 4, 0 4 5 万円を見込んでございます。

(3) の収入から支出を引いた収支につきましましては、マイナス 1 億 1, 5 6 3 万円の当期損失金を推計してございます。この当期損失金

は、令和 6 年度末の欠損金補てん積立金および積立金から取り崩して補てんしまして、令和 7 年度末の利益剰余金 3 1 億 9 0 8 万円を令和 8 年度に繰り越すものでございます。

右の 2 9 ページにまいります。

「7 貯金経理」でございます。この経理は、組合員から預け入れされました貯金を有価証券等で運用いたしまして、市中金利より有利な利率で還元するための経理でございます。

【予算（案）の要点】でございます。支払利率は年 1. 4 4 %、据え置きでございます。令和 7 年度末の貯金加入者数を 2 2, 6 3 3 人、令和 7 年度末組合員貯金残高を 1, 5 1 7 億 3, 6 5 2 万円と推計し、令和 6 年度と比べ 4 9 億 4, 5 9 2 万円の増と推計してございます。なお、保有しております有価証券等の資産運用利回りは、年利 1. 5 1 %と推計してございます。

(1) 収入は、2 5 億 3, 9 2 2 万円。令和 6 年度と比べ 7, 1 4 9 万円の増で、主に、有価証券等利息でございます。

(2) 支出は、2 1 億 7, 0 5 1 万円。令和 6 年度と比べ 5, 5 5 0 万円の増で、主に、預け入れされました貯金の支払利息でございます。

(3) の収入から支出を引いた収支は、プラス 3 億 6, 8 7 1 万円、当期利益金を推計してございます。この当期利益金は、令和 6 年度末の利益剰余金に積み増しいたしまして、令和 7 年度末の利益剰余金 2 0 1 億 4, 1 4 6 万円を令和 8 年度に繰り越すものでございます。

次に、「8 貸付経理」でございます。この経理は、組合員が居住する住宅の取得や増改築、また生活必需品の購入、入学・就学等の際の資金について貸付を行うための経理でございます。

【予算（案）の要点】でございます。令和 7 年度末貸付残高は 2 8 億 6, 0 3 0 万円、令和 6 年度と比べ 3 億 6, 2 3 0 万円の減と推計してございます。ページを返していただきまして、3 0 ページをご覧ください。貸付利率は、普通貸付、住宅貸付等は 1. 2 6 %で令和 6 年度から変更ございません。

(1) 収入は、3, 6 7 1 万円。令和 6 年度と比べ 4 7 2 万円の減でございます。主に、貸付金の利息収入でございます。

(2) 支出は、4, 238万円。令和6年度と比べ470万円の増でございます。

(3) の収入から支出を引いた収支につきましては、マイナス566万円の当期損失金を推計してございます。この当期損失金は、令和6年度末の利益剰余金から取り崩して補てんしまして、令和7年度末の利益剰余金29億9, 467万円を令和8年度に繰り越すものでございます。

「9 物資経理」でございます。この経理は、共済組合が契約いたします自動車販売店から組合員が自家用車を購入するにあたりまして、その代金の全部または一部を立替払いするための経理でございます。

【予算（案）の要点】でございます。令和7年度末物資立替残高は12億6, 112万円、令和6年度と比べ7, 461万円の増と推計してございます。立替利率は1. 56%で、令和6年度から変更はございません。令和7年度の立替金債権保全保険料は100万分の216. 0で、令和6年度と比べ増額となっております。

(1) 収入は、2, 010万円。立替金利息と立替手数料でございます。

(2) 支出は、1, 967万円でございます。

(3) の収入から支出を引いた収支は、プラス43万円、当期利益金を推計してございます。この当期利益金は、令和6年度末の利益剰余金に積み増しをし、令和7年度末の利益剰余金1億8, 258万円を令和8年度に繰り越すものでございます。

「10の財形経理」でございます。この経理は、「地方公務員 財産形成事業基本計画」によりまして、全国連合会から割り当てられます資金を、組合員が居住するための住宅新築等の資金として貸付を行うための経理でございます。

【予算（案）の要点】でございます。令和7年度末の財形住宅貸付残高1, 501万円で、4件の貸付でございます。

(1) 収入は13万円でございます。

(2) 支出は、収入と同額でございます。収入した全額を全国連合会へ払い込むものでございます。このため、(3) の収支につきましては、差額は無しでございます。

以上が「福祉事業関係」でございます。

ページを返していただきまして、32ページにまいります。

「V 共済組合事業」の「11 業務経理」でございます。この経理は、共済組合が行う事業のうち主に短期給付事業、及び長期給付事業に係ります事務に要する費用を賄うための経理でございます。

【予算（案）の要点】でございます。総務省から示されます地方公共団体負担の組合員1人当たりの事務費年額は、短期組合員を除く組合員は10,716円で、令和6年度と比べ336円の増、短期組合員は5,064円で、令和6年度と比べ108円の増でございます。

(1) 収入は、5億3,172万円、令和6年度と比べ952万円の増でございます。主に、負担金3億4,083万円、短期経理からの繰入金6,390万円、連合会交付金1億2,543万円を見込むものでございます。

(2) 支出は、5億8,228万円で、令和6年度と比べ6,062万円の増でございます。主に、職員給与2億4,692万円、事務費負担金払込金1億4,888万円を見込むものでございます。

(3) の収入から支出を引いた収支は、マイナス5,056万円の当期損失金を推計してございます。この当期損失金は、令和6年度末の利益剰余金から取り崩して補てんいたしまして、令和7年度末の利益剰余金8億799万円を令和8年度に繰り越すものでございます。

「12 退職等年金預託金管理経理」でございます。

この経理は、全国連合会が保有いたします「退職等年金給付組合積立金」の一部を、構成組合が資金預託を受けまして運用を行うための経理でございます。

【予算（案）の要点】でございます。貸付経理と物資経理へ資金を貸し付けることにより運用しておりまして、令和7年度末の長期貸付金残高は10億8,150万円を推計してございます。

(1) の収入は1,085万円でございます。

(2) 支出は、収入と同額でございます。収入した全額を全国連合会へ払い込むものでございます。このため、(3)の収支につきましては、差額は無しでございます。

以上が「共済組合事業関係」でございます。

以上、本組合の全12経理のうち、当期利益金、黒字を計上します

のは、短期経理、保健経理、貯金経理、物資経理の 4 経理でございます。また、当期損失金、赤字を計上しますのは、宿泊経理、貸付経理、業務経理、3 経理でございます。それ以外の 5 つの経理は、収支差額が無しでございます。なお、当期損失金を計上いたします 3 経理につきましては、これまで積み立ててまいりました利益剰余金をもって補てんすることが可能ですので、翌期へ繰り越す「欠損金」はございません。

以上「令和 7 年度事業計画及び予算（案）の概要」でございます。よろしくお願いたします。

議 長

ただいま、議案第 3 号について事務局より説明がありましたが、ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。

無いようですので、議案第 3 号について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

「異議なし」を認め、議案第 3 号「令和 7 年度本組合事業計画及び予算（案）」について、原案のとおり議決いたします。

次に、その他といたしまして、事務局から報告をお願いします。

太田事務局長

先程の役員会でご意見等をいただいておりますので、この場で報告をさせていただきます。

組合会議案の 28 ページ、宿泊経理の予算の要点の中で、宿泊利用率 40% というなかで、今後、平日の利用プランやインターネット販売を始めるといった説明をしたところですが、もう少し詳しくというお話をいただきましたので、この場でご報告をさせていただきます。

まず、現状でございますが、鷗松亭リニューアルオープン後につきましては、金、土、日につきましては、ほぼ満室状態ですが、平日利用が低いため平均で 40% 台に陥ってしまっているというところでございます。

金曜日、土曜日、日曜日の宿泊者につきましては、ほとんどが組合員で、組合員の利用が 80% ちかくなっております。そこで、平日利用の促進でございますが、まず、年金受給者を対象とするシニアプラン、こちらの販売をさせていただくことを検討しております。シニアプランにつきましては、月曜日から木曜日までの平日利用料金としまして、65 歳以上の宿泊者を対象とさせていただきます。組

合員料金適用者で、1泊2日で15,000円。一般の方につきましては、19,000円となっております。

また、夏休み等のバケーション期間につきましては、値段を上げさせていただきますまして、組合員料金につきましては、18,000円。一般料金適用者は、22,000円というかたちで販売をさせていただきますまして、平日利用の促進に向けていきたいと思っております。

なお、ルームチャージ等の割増料金はとらず、1泊2食の均一料金というかたちで販売をさせていただきます。

その他、平日の一般のお客様の利用促進ということで、JTBやじゃらん、楽天のインターネット販売、こちらの販売の計画をしております。

以上によりまして、60%の利用率まで上げていきたいというところでございます。以上でございます。

議 長

ただいま、鷗松亭の利用についての報告をさせていただきました。こちら、あるいはその他でも結構ですが、せっかくの機会ですので何かご意見、ご質問等ありましたらご発言をお願いいたします。

それでは特に無いようですので、引き続き事務局より今後の行事予定等について報告をお願いします。

矢野総務課長

(行事予定の報告。内容省略。)

飯田次長

私からは、大洗鷗松亭、1階大広間空調機更新に伴う改修工事について 報告いたします。

夕食時の宴会や朝食会場に使用している1階大広間におきまして、昨年の12月にエアコン空調機の故障が発生いたしました。原因は経年劣化による空調機本体(熱源機)の故障でございます。

このままでは団体客等の利用に支障をきたすことから、改修工事を行うことといたしました。

工事内容は、天井の解体、空調機・ダクトの入れ替え、併せてLED電球への更新、天井復旧となります。

施工業者は昨年行いました大規模修繕・リニューアル工事を施工した、常総開発工業株式会社でございます。

同社におきまして現地調査を行った上で、見積もりを徴し、工事をお願いする契約を結ぶこととなりました。

なお、中長期修繕計画では、1階大広間と小広間、2階大会議室

は、2032年のオープン30年目に改修の予定でありましたので、今回の工事に伴い計画の修正見直しを設計業者に依頼しております。

続きまして、工事契約期間は本日から6月30日までの約3ヶ月半を予定しております。早めに契約いたしましたのは空調機の納品に2か月半程度を要するためであり、実際に鷗松亭での工事はゴールデンウィーク明けの5月12日からの予定となります。なお、営業しながら工事を行う予定ですが、この間、大広間を朝食会場として使用できませんので、代わりに食事処「水輝」を利用することから、宿泊者の人数も制限することとなります。

続きまして、工事金額は税込2,882万円。主な内訳として、空調機一式及びダクトの工事が税込1,100万円、天井解体及び復旧工事が660万円、LED電球への更新が550万円となっております。

このように工事が6月末までかかることから、先程の行事予定にありました6月24日の第202回組合会は、当初、大洗鷗松亭で宿泊により開催する予定でしたが、市町村会館での日帰り開催とさせていただくこととなります。

なお、今回の施工業者の決定に関しては、常総開発工業の他に鹿島建設にも見積もりをお願いしましたが、提出を辞退されました。

また、常総開発工業からの見積もりは、大洗鷗松亭の設備管理を委託している業者に査定してもらったところ、適正な価格であるとの報告があったことから、事前に木村理事長に決裁をいただいた上で、契約の運びとなりましたことを申し添えます。

その他の報告については以上となります。よろしく願いいたします。

議 長

何かご意見ご要望がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(9) 閉 会

議 長

特に無いようですので、皆様のご協力に感謝を申し上げまして、第201回組合会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(時に、午後3時59分)

以上は、会議の顛末を記載したものであるが、その記載が正確であることを証するためここに署名する。

令和 7 年 3 月 12 日

議 長

木村敏文

署名議員

先崎 光

署名議員

古渡秀和